

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

令和6年3月13日 (水) 衆・法務委

寺田 学 議員 (立憲)

6問 被疑者が犯罪をやってもいないのにやったと供述すること（虚偽自白）は検察にとって望ましいことか、法務大臣に問う。

- 刑事訴訟法第1条は、刑事手続の目的の一つとして、事案の真相を明らかにすることを規定している。
- 検察の理念においても、「取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努める」とこととされている。
- 虚偽の自白は、真相の解明の妨げになるものであり、検察当局も、そのような認識の下、真実の供述を得るよう努めているものと承知している。

(参考) 検察の理念 (抜粋)

5 取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努める。

(参考) 検察の理念の策定経緯

○ 平成22年9月に確定した、いわゆる厚生労働省元局長無罪事件等の一連の事態を受けて、「検察の在り方検討会議」が設けられ、その提言において、

- ・ 個々の検察官に自らの使命・役割を再認識させ、日々の職務の指針とすることができるよう、基本規程を定めること

が求められた。

○ そこで、検察当局においては、この提言を踏まえ、平成23年9月に、「検察の理念」を自ら策定した。

(参照条文) 刑事訴訟法 (昭和23年法律第131号)

第1条 この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。

【責任者：刑事局刑事課 関課長 内線██████ 携帯████████】